

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可及び駐車規制からの除外措置について

公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会

令和7年3月31日に警察庁交通局より駐車許可及び駐車規制からの除外措置等に関して各都道府県警察本部長他あてに3本の通達（別添1から3）が発出されました。警察庁通達を受け、各都道府県公安委員会において警察庁の通達に基づく新たな運用が開始されています。各都道府県警察本部の規制に関する情報を確認し、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

今回、訪問看護推進連携会議（日本看護協会 日本訪問看護財団 全国訪問看護事業協会）で、警察庁通達に関連するQ&Aを作成しましたのでご参照ください。

なお、警察庁通達に基づく各都道府県での運用について、ご不明の点などは、管轄の警察署若しくは都道府県警察本部にご相談をお願いいたします。

○駐車許可とは？

駐車許可は、道路標識等により駐車禁止規制が行われている場所に駐車せざるを得ない特別な事情がある場合において、当該事情への配慮の必要性和駐車規制の必要性和を比較衡量して、前者が後者を上回るときに警察署長が駐車を許可するものです。具体的には、駐車する日時、場所、用務及び駐車可能な場所の有無という許可要件に基づいた審査を行った上で許可の可否を判断します。

駐車許可証は、許可を受けた場所に駐車している間は、見やすい箇所に掲出してください。

○駐車規制からの除外措置とは？

公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務又はこれに準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中の車両は、各都道府県公安委員会から交付を受けた駐車禁止除外標章を車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出することにより、各都道府県公安委員会の定める、駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制の対象外となります。

なお、駐車禁止除外標章を所持していてもそれを用いて駐車禁止場所に駐車できるのは、その認められた緊急用務などに従事している場合に限られます。

また、駐車許可証や駐車禁止除外標章を掲出していても駐車できない場所、方法がありますので注意が必要です。（別添4）

○警察庁通達等

別添 1 駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）（令和 7 年 3 月 31 日警察庁丙規発第 7 号、丙交指発第 16 号 警察庁交通局長通達）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-1.pdf>

別添 2 駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（通達）（令和 7 年 3 月 31 日警察庁丁規発第 54 号、丁交指発第 62 号 警察庁交通局交通規制課長 警察庁交通局交通指導課長 連名通達）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-2.pdf>

別添 3 駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）（令和 7 年 3 月 31 日警察庁丁規発第 55 号、丁交指発第 63 号 警察庁交通局交通規制課長 警察庁交通局交通指導課長 連名通達）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-3.pdf>

別添 4 駐車許可証等を掲出しても駐車することができない場所等

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20251017-4.pdf>

1. 路外駐車場等について（駐車許可関係）

別添 2 「駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（通達）」、1（1）エにおいて、駐車可能な場所の有無として、重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては当該用務先の直近、その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100 メートル以内に路外駐車場等が存在せず、又はこれらの利用が困難と認められる場合が駐車許可の審査要件とされています。同時に、（2）エにおいては、「駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合」等には駐車許可の対象となり得ることが示されています。

Q1 路外駐車場が利用者宅の 100 メートル以内にありますが、台数が限られ、満車であることが多く、訪問時に別の場所を探すなど対応を要しています。この場合、どのような扱いになりますか？

A1 路外駐車場等が患家からおおよそ 100 メートル以内にあった場合でも、駐車しようとする時間帯に満車であることが極めて多い場合等には、所轄の警察署にその旨申し出た上で、警察署の判断を仰ぐようお願いいたします。

2. 提出書類について（駐車許可、駐車禁止除外標章関係）

1) 個人情報について

Q2 申請の際に、用務を疎明する書面として医師の指示書等、病名が含まれる書類の提出を求められることはありますか？

A2 駐車許可に関しては別添2「駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（通達）」（3（1）ウ）で、駐車禁止除外標章に関しては別添3「駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）」（3（1）ア（イ））において、「医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと」等とされていますので、病名が含まれる書類の提出はありません。

用務を疎明する書面としては、Q4に記載の利用契約書の写しを提出するなどしてください。

2) 自動車検査証（車検証）について

Q3 車両の検査に関する証明書について、自動車検査証（車検証）の写しとともに、自動車検査証記録事項の写しが必要ですか。

A3 駐車許可に関しては別添2「駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（通達）」（3（1）イ）で、駐車禁止除外標章に関しては別添3「駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）」（3（1）ア（ア））において、「当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面」とされているとおり、いずれか一方を提出すれば足ります。

3) 駐車許可の有効期間について

Q4 駐車許可の有効期間は訪問看護指示書の期間の範囲内（最長6か月）となりますか？

A4 許可証の有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として1年以上となります（別添2「駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（通達）」（3（4））参照）。

また、訪問看護指示書等の病名が記載された書面を添付書類とすることは個人情報保護の観点から適当ではありません。利用契約書の写しといった、病名の記載のない書面を疎明資料とするようにしてください。

3. 駐車規制からの除外措置について（駐車禁止除外標章関係）

別添3「駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）」（1（3））において、「医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両」について駐車禁止除外標章交付の対象となり得ることが示されています（なお、この駐車禁止除外標章により駐車できるのは、「医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中」の場合に限られますので、御注意ください。）。

訪問看護事業所の警察署への申請にあたっては、診療報酬における24時間対応体制加算、介護報酬の緊急時訪問看護加算の届出受理を示す公的な書類の添付等により、緊急時の訪問看護を実施し得ることを疎明する必要があります。

Q5 当ステーションでは24時間体制で利用者の緊急時にも対応しています。駐車禁止除外標章の交付申請について、手続に不明点等ある場合はどこに問い合わせればよいですか。

A5 別添3「駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）」で、「保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両」が駐車禁止除外標章交付の対象となることが明記されました。都道府県警察においても規則を改正し、令和7年7月から運用が開始されていますので、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問い合わせください。